

## 郵送による消防用設備等の点検報告について

事業者等が消防署の窓口まで来訪し、報告書を提出することに伴う負担軽減を図る観点から、消防用設備等点検結果報告書（以下「点検結果報告書」という。）を郵送により届け出ることを可能としています。

### 郵送による報告の方法

#### 1 送付書類等

- (1) 点検結果報告書（正本）
- (2) 点検結果報告書（副本）希望部数（副本の返信を希望する場合）
- (3) 副本返信用封筒 1 通（副本の返信を希望する場合）

#### 《注意点》

- ・届出者の記載漏れや必要書類の添付漏れ等がないように確認してください。
- ・点検結果報告書の内容について確認するため消防署から連絡する場合があります。
- ・点検結果報告書別記様式第 1 の電話番号欄に報告に関して対応可能な方の連絡先を記入してください。
- ・返信用封筒には宛名を記入し、返信する副本の重さや大きさに応じて、返信に必要な料金分の切手を貼付してください。

#### 2 返信時期

副本の返信時期は、受付してから約 1～2 週間となります。

なお、郵送希望の件数などにより、発送時期が遅れることがありますのでご了承ください。

### 留意事項

- 1 郵送による報告は、持参による報告と比べると、不明な点をその場で確認できないため、受付や返送の手続きに時間を要する場合がありますので、発送は余裕を持って行ってください。
- 2 郵送方法については任意ですが、消防機関に郵送物が届かない場合、消防機関では責任を負いかねますのでご了承ください。郵送事故等による書類の紛失を防止するため、簡易書留等の配達記録が残る方法で行っていただくことを推奨します。
- 3 点検結果報告書に記載漏れや添付漏れがある場合は、必要な要件を具備するよう求めるとともに、改めて送付するか、直接報告に来るよう指導する場合があります。  
また、副本の返信を希望する場合、返信用封筒がない場合や必要な料金分の切手が貼付されていない場合は、返信ができません。これらに該当する場合は、改めて返信用の封筒を郵送していただくか、受付窓口へお越しいただく等の対応が必要となります。

郵送前に再度確認してください

- 1 点検結果報告書に記載漏れはないですか？  
次の内容は特に注意してください。
  - ・届出日
  - ・届出者の押印
  - ・防火管理者欄（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者欄（点検に立ち会ったものがある場合に限る。）
- 2 点検結果報告書に必要な書類の添付漏れはないですか？  
次の点検票は添付漏れしやすいので特に注意してください。
  - ・点検票別記様式 2 3（非常電源専用受電設備）
  - ・点検票別記様式 2 6（配線）
- 3 副本の返信を希望する場合は、正本と同じ内容のものを希望部数用意していますか？
- 4 副本返信用封筒は用意していますか？
  - ・宛名の記入と返信に必要な料金分の切手を貼付してください。

送付先

各消防署の管轄区域により、送付先が異なりますので、下記リンク先でご確認ください。  
松山市ホームページ：消防署の管轄区域

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/bosai/sbbousai/sboshirase/kankatukuiki.html>

建物の所在地を管轄する消防署	宛 先
松山市中央消防署 中央消防署城北支署 中央消防署北条支署	〒790-0811 松山市本町六丁目 6 - 1 松山市中央消防署 予防担当
松山市東消防署 東消防署城東支署	〒790-0842 松山市道後湯之町 1 8 - 4 松山市東消防署 予防担当
松山市南消防署 南消防署東部支署	〒791-1104 松山市北土居三丁目 3 - 2 6 松山市南消防署 予防担当
松山市西消防署 西消防署西部支署	〒791-8061 松山市三津三丁目 4 - 2 3 松山市西消防署 予防担当